

8月1日からは「藤色」の新しい被保険者証を提示してください

後期高齢者医療被保険者証が更新されます

「藤色」の新しい後期高齢者医療被保険証を7月末までに黄色の封筒で郵送します。届いたら、記載されている内容を確認してください。

一部負担割合を更新します

対象 ▶75歳以上の人▶一定の障がいがあると認定を受けた65歳以上の人
医療費の負担割合は平成25年中の所得で判定されます。

区分①：現役並み所得者…住民税課税標準額が145万円以上ある後期高齢者医療制度の被保険者および同じ世帯の被保険者です。

負担割合 3割（世帯の収入状況により申請すると1割負担になることがあります）

自己負担限度額（1カ月）

外来（1人あたり）	外来+入院（1世帯あたり）
44,400円	80,100円+（医療費-267,000円）×1% ※4回目以降は44,000円

区分②：一般…現役並み所得者以外の人

負担割合 1割

自己負担限度額（1カ月）

外来（1人あたり）	外来+入院（1世帯あたり）
12,000円	44,400円

問合せ 保険年金課（☎983-2710）

外来・入院時の医療費、食事負担金が軽減される制度

申請して認定されると申請月から適応されます。

対象 住民税非課税世帯で、後期高齢者医療被保険者（すでに認定証を持っている人は手続きの必要はありません）

自己負担限度額

	外来	外来+入院 （1世帯あたり）	入院時の食事負担 （1食あたり）
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	90日まで…210円 90日以上…160円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	100円

申請に必要なもの 印鑑、保険証（被保険者証）

問合せ 保険年金課（☎983-2710）



20歳以上の学生の皆さんが対象です

国民年金「学生納付特例」の申請を受け付けています

20歳以上の学生が国民年金保険料の納付が困難な場合、申請して承認されれば保険料の納付が10年間猶予されます。学生とは、大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校です。

●平成26年度分の申請について

申請手続きできる期間 平成27年4月30日(木)まで

申請の対象期間 平成26年4月分～平成27年3月分

申請手続き場所 保険年金課国民年金係

申請手続きに必要なもの

●必ず必要なもの

学生証（コピー可、有効期限がわかるようにコピーしたもの）または在学証明書

○場合によって必要なもの

▶認め印（家族が代理で申請する場合）▶日本年金機構から本人に郵送された書類一式（20歳到達者の場合）▶雇用保険受給資格者証または雇用保険被保

険者離職票（前年就労して退職・失業した場合）▶平成26年度の所得証明書（前年就労して平成26年1月1日時点で三島市に住民登録がない場合は、1月1日時点の住所地の市区町村のもの）

さかのぼって学生納付特例の申請ができます

制度変更により、平成26年4月から申請時点の2年1カ月前の月分まで申請できるようになりました。この期間に未申請の部分がある人はご相談下さい。

保険料の追納で受け取りがお得に

10年間のうちに保険料を追納（後払い）することができますが、承認を受けた年度の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、猶予されていたときの保険料に一定の加算額が上乗せされます。経済的に余裕がある場合は、保険料を納付するほうがお得です。

問合せ 保険年金課（☎983-2606）

30分以内の駐輪は無料です

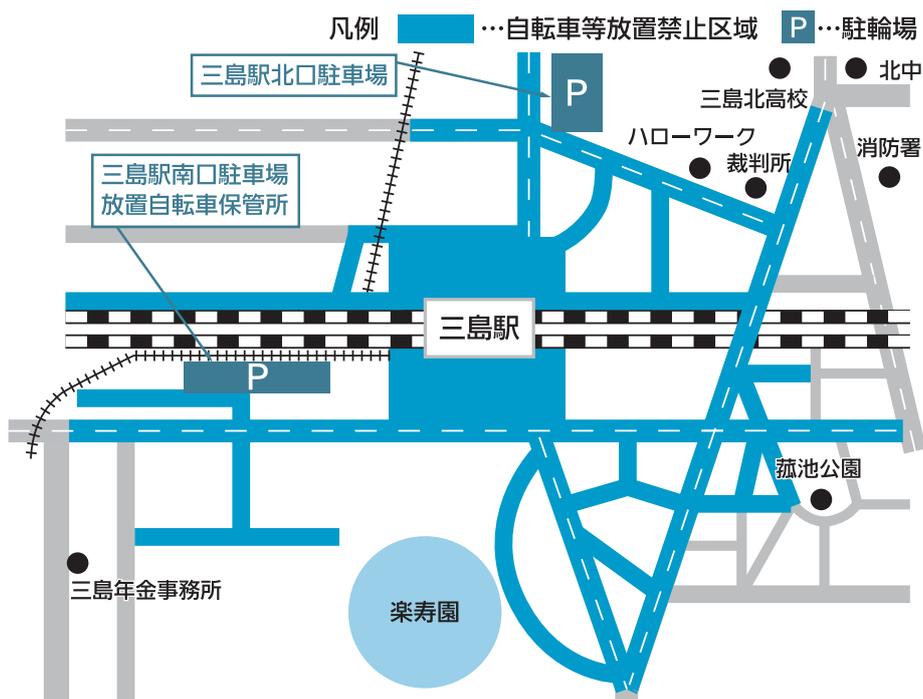
自転車は駐輪場にとめましょう

三島駅南口、北口、広小路駅周辺は自転車等放置禁止区域に指定されています。放置されている自転車や原動機付き自転車は撤去・回収されます。自転車などはお近くの駐輪場をご利用ください。

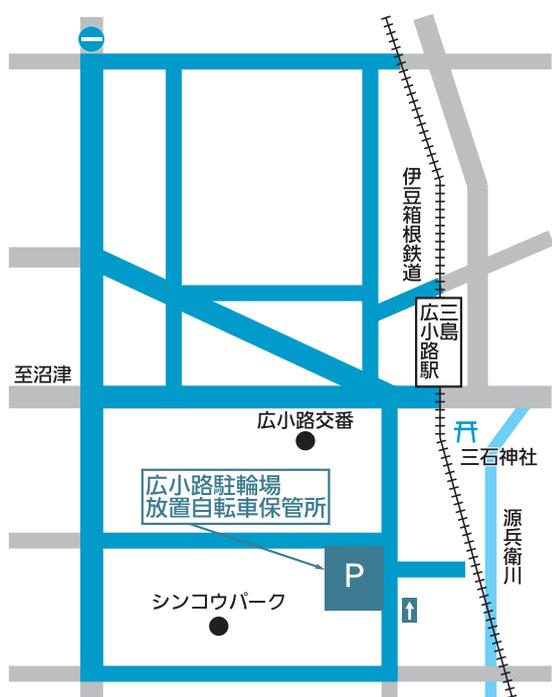
問合せ 地域安全課 (☎983-2651)

自転車等放置禁止区域と駐輪場の位置

【三島駅周辺】



【広小路駅周辺】



市営駐輪場の利用料金

自転車

使用料 1日1回	回数券 12枚	定期券 1カ月
100円	1,000円	学生 1,050円 一般 1,500円

バイク

使用料 1日1回	回数券 12枚	定期券 1カ月
150円	1,500円	学生 1,750円 一般 2,500円

駐輪場連絡先

北口駐輪場 (☎986-7699)
 南口駐輪場 (☎090-2180-6944)
 広小路駐輪場 (☎090-2180-6945)
 ※身体障害者手帳などの提示で料金免除※北口駐輪場に駐車可能なバイクは125cc以下に限ります※各駐輪場とも30分以内の利用無料。係員に事前にお伝えください。



自転車保険に入りましょう

自転車と歩行者の事故が増加して、自転車でも加害者となり、高額な損害賠償を請求されています。万一の場合に備え、賠償責任補償が受けられる自転車の保険に入りましょう。

自転車事故専用の保険や、自転車安全整備士が点検整備した自転車に貼付される「TSマーク付帯保険」自動車保険などの個人賠償責任特約などで補償が受けられます。(各保険会社やTSマークが掲示されている自転車販売店に問い合わせください。)

問合せ 地域安全課
(☎983-2651)



▲万一の損害賠償に備えて